

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年9月15日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

公営企業上下水道部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

水道使用料及びメーター使用料収入状況（営業課）

委託料支出状況（水道総務課、営業課、工務課、配水課）

賃借料支出状況（工務課）

修繕費支出状況（営業課）

工事請負費支出状況（配水課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、公営企業上下水道部水道総務課、営業課、工務課及び配水課における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和5年2月28日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年6月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年7月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行に努めら

りたい。

記

1 水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

2 営業課・水道総務課

- (1) 水道使用料及びメーター使用料収入状況について
おおむね適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 修繕費支出状況について
量水器取替に伴う修繕業務において支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

3 工務課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

4 配水課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。